

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

令和 6 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 6 年 11 月 20 日付松監第 48 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 学習施設課	所管課等長氏名 佐保 克彦
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
（6）小学校、中学校 ・「学校における漏水防止マニュアル」の遵守について 「学校における漏水防止マニュアル」において、「プール注水バルブの開閉簿」（以下「開閉簿」という。）を作成し、注水バルブ開閉日時及び開閉者の氏名を記録することとなっているが、開閉簿が作成されていない状況が見受けられた。開閉簿が作成されていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、漏水防止を徹底するためにも「学校における漏水防止マニュアル」に基づき適正な管理を徹底されたい。 [高浜中学校]	（6）小学校、中学校 ・「学校における漏水防止マニュアル」の遵守について 当該校は、学校管理者、体育主任教諭などが「プール注水バルブの開閉簿」の作成を失念していたことから、未作成となっていました。そこで、当該校に対し「開閉簿」の作成及びマニュアルに基づき確実に業務を遂行するよう指導を行い、「開閉簿」を作成したことを確認しました。 なお、今回の指摘事項について、令和 6 年 10 月 30 日付 6 松（教施）第 196 号「令和 6 年度 松山市監査委員事務局による定期監査の指摘事項について」で全小中学校へ通知し、マニュアルに基づく、学校施設の適正管理を指導しました。 また、今回の指摘事項は昨年度にも同様の指摘を受けていることから、来年度はプールの使用開始直前に、「開閉簿」の作成をはじめ、マニュアルに基づく適正管理の徹底について、全小中学校へ通知します。
むすび 「学校における漏水防止マニュアル」の遵守の徹底について 「学校における漏水防止マニュアル」については、平成 23 年度に学校プール水道水流出事故が発生した際に、再発防止に向け教育委員会が策定したもので、漏水防止管理体制や具体的なチェック及び記録方法が定められているが、一部の学校においてマニュアルに沿った運用が行われていない状況が見受けられた。 これについては、昨年度にも同様の指摘を行っているが、徹底されていないことから、所管部署においては、再度、マニュアルの遵守について指導されたい。	